

三重県子ども計画（仮称）の策定について

1 計画策定の経緯

「三重県子ども計画（仮称）」は、子ども基本法第10条第1項に基づいて策定する、本県の子ども施策についての計画であり、かつ、三重県子ども条例改正案第18条第1項（令和7年2月会議に提出予定）に基づいて策定する、本県の子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

令和6年11月の第5回子ども政策検討会議でご意見をいただき、12月の医療保健子ども福祉病院常任委員会で説明した中間案について、パブリックコメントを実施し、寄せられた意見をふまえつつ庁内検討をさらに進め、[資料5](#)のとおり最終案を取りまとめました。

2 パブリックコメントの実施状況等

(1) 意見募集期間

令和6年12月12日（木）から令和7年1月10日（金）まで

(2) 意見数

44名の方から113件の意見をいただきました。

(3) 主な意見

- ・「発達段階に応じた包括的性教育」は行き過ぎた性教育につながる恐れがあるため、導入せずに「生命の安全教育」として実施するか、慎重に進めるべき。（21件）
- ・「各教科の授業でSNSの正しい利用についての学習を進める」との記載は、「SNSの正しい利用」に関する確立された指針等が示されておらず、教育現場の対応が困難なため、表現を修正すべき。（6件）

3 中間案からの主な変更点

中間案からの主な変更点は以下のとおりです。

(1) 子ども政策検討会議でのご意見をふまえたもの

- ・総合目標の記述について、「自分の将来について明るい希望がある」の「明るい」を削除、「自分の意見を聞いてもらっている」を「自分の意見を聴かれている」に変更、「今の自分が好きだ」の「今の」を削除。（資料5 P27）
- ・重点的な取組1「子どもの権利侵害への対応」の（いじめ対策）について、いじめの被害児童生徒への支援に関する取組に加え、いじめの加害児童生徒が抱える問題の解決を図り、再発防止や成長支援につなげる取組を追記。（資料5 P32）
- ・重点的な取組2「子どもを取り巻くリスクへの対応」の（通学路等の安全確保）について、公園を安全・安心な子どもの居場所とするため、トイレをできるだけ見通しの良い場所に配置するなど配慮することを追記。（資料5 P38）

- ・重点的な取組8「子どもの意見表明及び社会参画」について、子どもの意見を聴き取る際は、意見表明支援員をファシリテーターとして参加させるなど、意見を表明しやすい環境づくりを行うことを追記。(資料5 P58)
- ・重点的な取組8「子どもの意見表明及び社会参画」の〈重点目標〉について、「子どもの意見が県の施策に反映された数」を記載。(資料5 P60)

(2) 医療保健子ども福祉病院常任委員会でのご意見をふまえたもの

- ・重点的な取組1「子どもの権利侵害への対応」の(自殺対策)について、自殺予防に関する取組に加え、事案発生後にスクールカウンセラーを学校に派遣し、児童生徒や保護者、教職員に対して心のケアや助言を行う取組を追記。(資料5 P32)
- ・重点的な取組4「多様な学びの支援と居場所・体験機会の充実」の(子どもが安心して過ごすことができる多様な居場所づくり)について、居場所の捉え方や具体的な事例を追記。(資料5 P43)

(3) パブリックコメントをふまえたもの

- ・「第3章 計画のめざす姿等」において、子ども条例改正案第3条(基本理念)を引用して、子どもの権利に対する考え方を追記。(資料5 P21)
- ・重点的な取組2「子どもを取り巻くリスクへの対応」の(インターネットに関わるリスクへの対応)について、「各教科の授業で、SNSの正しい利用についての学習を進めます。」との記載を「授業教育課程全体で、SNSの安全で安心な利用についての学習を進めます。」に変更。(資料5 P36)
- ・重点的な取組3「子どもの権利に対する理解の向上」の〈現状と課題〉について、子どもの権利侵害事例の記載を児童虐待やいじめなど、特定の子どもに限定しない表現に修正。(資料5 P41)
- ・重点的な取組4「多様な学びの支援と居場所・体験機会の充実」の〈現状と課題〉について、全体的な内容の後に個別の内容が続くよう記載順を変更。(資料5 P43)

(4) その他庁内検討によるもの

- ・「第4章 重点的な取組」の各取組に係る〈重点目標〉及び〈モニタリング指標〉について、現状値や目標値を記載。
- ・重点的な取組6「社会的養育の推進」の〈モニタリング指標〉に設定していた「保護者支援プログラムを提供した保護者数と再発率(再分離率)」を、重点的な取組1「子どもの権利侵害への対応」の〈モニタリング指標〉に変更。(資料5 P34)
- ・重点的な取組3「子どもの権利に対する理解の向上」の〈重点目標〉について、「NPO等と連携して子どもの権利について啓発した人数」から〈モニタリング指標〉に設定していた「子ども条例の内容について知っている県民の割合」及び「子ども条例の内容について知っている子どもの割合」に変更。(資料5 P42)
- ・重点的な取組4「多様な学びの支援と居場所・体験機会の充実」の(多様な学

び、遊び・体験機会づくり)について、みえこどもの城や児童館等を活用した多様な体験を提供する取組を追記。(資料5 P44)

4 計画の名称について

子ども・若者に親しみを感じてもらうとともに、計画を策定した趣旨を表現し理解してもらうため、名称を制定します。

現在、こども会議に参加したグループの子ども・若者や、三重県こども政策検討会議の委員(子ども・若者当事者)に、県が考えた以下の名称候補から、計画に合うと思う名称を選択していただいているところです。

いただいた意見をもとに計画の名称を決定します。

(名称候補)

- ・みえ子ども元気プラン
- ・みえ子どものびすくプラン
- ・みえ子どもミライツプラン
- ・みえ子どもひまわりプラン
- ・ありのままでみえっこプラン

5 今後の予定

令和7年 2月 議案提出

3月 医療保健子ども福祉病院常任委員会(議案審議)